

令和 2 年度

第 1 0 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和2年12月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和2年度第10回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	11件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	2件
議案第5号	千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について	20件
議案第6号	農用地利用配分計画(案)の意見について	1件
議案第7号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	10件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	14件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	49件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	16件
報告第6号	荒廃農地の非農地化について	34件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	20件

<出席委員> (16名)

1番 小川友安	2番 浅川政明
4番 齊藤元治	5番 清宮恵理子
6番 槁本泉	7番 長谷川秀明
8番 横山清亮	9番 長谷部衡平
10番 中村浩道	11番 秋庭重樹
12番 佐々木貴史	13番 猪野桃夫
14番 齊藤憲次	15番 石井一也
16番 市原律子	17番 高橋芳和

<欠席委員> (1名)

3番 深谷耕司

<事務局説明員>

事務局長 表谷拓郎	次長 岡本茂之
次長補佐 天野秦男	農地利用最適化推進班長 江上章子
農地保全班長 原田賢一	農地審査班長 小堀紀明
農地指導班長 長谷川隆之	

開 会 （ 午前 10 時 00 分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和 2 年度第 10 回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17 人中 16 人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第 1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 12 番 佐々木 貴史 委員

議席番号 13 番 猪 野 桃夫 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第 2 ですが、本日は竹下会長にお越しいただいていることから、議案第 7 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を先に審議することとし、その後、議案第 1 号から第 6 号を審議することといたしたいと存じます。

まず、事務局から議案資料について、説明をお願い致します。

事務局

「①農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の位置づけについてご説明いたします。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するため、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないとされています。

指針の策定に当たっては、担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数等の農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標及びその目標の達成に向けた具体的な推進の方法を定める必要があります。

推進委員は、定められた指針を踏まえて、推進委員は現場活動を行うことになります。

また、指針策定に当たって、推進委員として意見を述べるとされています。

つまり、指針の策定は、農業委員と推進委員が連携し、推進委員

の担当区域ごとの活動を通じて、農地利用の最適化が一体的に進んでいくための、農業委員会の規範となる、具体的な取組を定める必要があります。

さて、この度、指針を見直すことになりましたが、改正に至る経緯についてまとめたものが、「② 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」です。

農業委員会法の改正に伴う新体制が始まりました平成29年の第6回総会において、指針を決定しました。

本年7月20日、委員改選が行われましたが、委員の改選があった場合は就任後速やかに改正することとされており、9月に農地利用最適化推進企画班で素案を協議し、その結果をとりまとめたものについて11月5日に全農業委員・推進委員に素案を送付してご確認いただき、11月13日に、第2回農地利用最適化推進委員連絡協議会が開催されています。

以上、本日までの「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改正の経緯です。

また、「③農地等の利用の最適化の推進に関する指針 検証・目標設定の考え方」についてですが、以前に委員の皆様にお送りしているものと同じものです。これは、現指針の「遊休農地の解消」、「担い手への農地利用集積」、「新規参入の促進」それぞれの分野について、「当初」、「現状」の数値、そしてその結果についての分析と次期指針における「目標」、考え方について整理を行っております。

事務局からは以上です。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

それでは、議案第7号の説明を竹下会長、お願いいたします。

農地利用最適化推進
委員連絡協議会会長
竹下会長

本日は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について審議していただきます。農地等の利用の最適化について農業委員・推進委員相互の協力ですますの活動を期待したいと思います。

それではご説明いたします。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についての農地利用最適化推進委員の意見について、報告します。

農業委員・推進委員、各委員が確認を行った指針案について、改めて推進委員連絡協議会において、この指針案が今後の農業委員会活動の基本的な方針として適切であるか、農業委員会総会に推進委員の意見として提出することについて、協議を行った結果、

	異論・修正等はありませんでした。 そこで、本総会議案別冊の第7号議案記載の内容のとおり、推進委員の意見として報告します。 以上です。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、竹下会長からの説明に関して、質問・意見等はいかがでしょうか。
槇本委員	確認ですが、法人参入の推進について、どこに記載されているのかを教えてください。
事務局	議案書(別冊)6ページ3(2)②に法人参入に向けた取り組みを行う旨が記載されております。
槇本委員	了解しました。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 議案第7号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、農地利用最適化推進委員連絡協議会からの提案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。 ここで、竹下会長は退室をお願いいたします。 本日は、ご多忙のところありがとうございました。
議場	(竹下会長退室)
議長 (長谷部会長)	続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (高橋班長)	ご説明いたします。 はじめに第1項です。 議案書1ページをご覧ください。 お手元の資料1ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区高根町に在住の方が、義務者であります若葉区高根町に在住の方が所有する若葉区高根町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に第2項です。

お手元の資料2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、若葉区野呂町の農地を、遺贈のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。

議案第2号ですが、第1項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

議案書2ページをご覧ください。

お手元の資料3ページから5ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするものです。

申請土地は、千葉市立大宮小学校から北西に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

次に第2項です。

お手元の資料6ページをご参照ください。

本案件は、共同住宅用地とするものです。

申請土地は、千葉市立千城台北小学校から北西に約400メートルに位置する農地です。

農地区分は、下水道管とガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に千葉市立千城台北小学校と交通施設である千葉都市モノレール千城台北駅があることから第3種農地と判断しました。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いします。

梶本委員

確認ですが、第1項について議案書では、売電価格について1キロワットあたり18円とありますが、現在は14円ではないでしょうか。

事務局

こちらは平成30年に認定されたもので当時は18円でした。

梶本委員

平成30年に認定されたということは、農地法の転用許可を受けずに、認定されたということでしょうか。

事務局

太陽光発電事業の場合、事前に行うべき手続が二点あります。一つは経済産業省の認定、もう一つは電気事業者との受給契約です。経済産業省への認定申請を行う際に、売電価格が決定し、その後、農地法の転用許可申請が行われることになりますので、順番としては問題ありません。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。
議案第3号ですが、第1項から第8項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

本案件は、第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

お手元の資料7ページから9ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、特別養護老人ホーム用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用不可とされておりますが、本案件は農地法施行令第11条第1項第2号で定める、申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業の用に供するものと判断されることから、第1種農地の例外として認められるものです。

現況は休耕地で、周辺は農地が広がっております。

被害防除は、フェンス及びブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は合併浄化槽にて処理後、側溝へ接続し、雨水は貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第3項です。

議案書4ページをご覧ください。

お手元の資料10ページから13ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

申請土地は、千葉市立大宮小学校から北西に約650メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

次に第4項です。

お手元の資料14ページから16ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と事業所が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第5項です。

本案件は、第6項及び第7項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書5ページ及び6ページをご覧ください。

お手元の資料17ページから19ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成幕張駅から北に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、申請地のうち、500メートル以内に千葉西税務署と千葉市立幕張東小学校があり、水道管・下水道管が埋設された道路に接道する農地は第3種農地と判断し、その他の農地については、京成幕張駅から1キロメートル以内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透施設にて処理後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第8項です。

お手元の資料20ページから22ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、サッカーコート場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立犢橋小学校から北西に約600メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は長期に亘って耕作されていない農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

排水については、雨水は、自然浸透で処理します。

次に第9項です。

本案件は、議案第4号第1項と一体案件ですので、後程ご説明いたします。

次に第10項です。

本案件は、議案第4号第2項と一体案件ですので、後程ご説明いたします。

次に第11項です。

議案書8ページをご覧ください。

お手元の資料27ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR土気駅から北東に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、JR土気駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水枡にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

事前審査第1班としましては、農地法上の許可要件を満たして

	おり、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いします。
梶本委員	第1項及び第2項について、さきほど第1種農地は原則転用不可ですが、農地を公益性が高いと認められる事業の用に供するものと判断されることから、第1種農地の例外として認められるとの説明がありました。他に公益性が高いと認められるものにはどのようなものがあるのでしょうか。
事務局	例えば、学校教育法に規定する学校又はそれに準ずる施設、市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設、航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの、津波防災地域づくりに関する法律による施設、その他多数ございます。
梶本委員	特別養護老人ホームは、公益性が高い施設と認められるものなのでしょうか。
事務局	社会福祉法による社会福祉事業に該当し、公益性が高いと認められるので、第1種農地の例外規定を適用しております。
梶本委員	次に第5項から第7項についてですが、本案件の転用目的は、一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買される、建築条件付売買予定地用地となっています。この場合、転用許可に付ける条件として、許可の日から3月後及び1年ごとに当該工事の進捗状況を報告することになっていますが、過去に許可した案件については履行されているのでしょうか。
事務局	過去に特定建築条件付売買予定地として許可した案件に関しては進捗状況報告を提出いただいております。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号第1項から第8項及び第11項について許可することに賛成の方は、挙手願

	ます。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号第1項から第8項及び第11項は許可と決定いたします。
	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。
	事前審査第1班班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (高橋班長)	ご説明いたします。 はじめに第1項です。 議案書9ページをご覧ください。 本案件は、議案書の7ページにあります、議案第3号第9項と一体案件ですので一括してご説明いたします。 お手元の資料23ページから25ページをご参照ください。 本案件は、所有権移転を伴う特定建築条件付売買予定地用地へ農地転用をするため、令和2年8月に開催された第6回総会に上程され、許可されたものです。 変更申請の内容は、議案第3号第9項における申請土地を開発区域へ追加で編入するものです。 編入することにより、住宅の棟数が35棟から39棟への変更となります。 理由としては、当初許可後、当初開発区域の隣接土地所有者から売却の申し出があったためです。 なお、申請土地は、JR土気駅から北東に約600メートルに位置する農地です。 農地区分は、JR土気駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。 他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 次に第2項です。 議案書10ページをご覧ください。

本案件は、議案書の7ページにあります、議案第3号第10項と一体案件ですので一括してご説明いたします。

お手元の資料26ページをご参照ください。

本案件は、所有権移転を伴う専用住宅用地へ農地転用をするため、平成31年4月に開催された第1回総会に上程され、許可されたものです。

変更申請の内容は、議案第4号第2項の記載のとおり、当初、許可を受けた変更前の権利者が、所有権移転済みのため、変更後の義務者となり、変更後の権利者である義理の息子へ使用貸借権を設定するものです。

理由としては、変更後の権利者である義理の息子が子育てするにあたり、夫婦共働きのため、妻の両親の協力が必要であるためです。

なお、事業計画は木造平屋建てから木造2階建てへ変更となります。

事前審査第1班としましては、農地法上の許可条件を満たしており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可及び承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号第9項及び第10項は許可、議案第4号は承認と決定いたします。

次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第1項及び第8項から第18項までの権利者が、〇〇〇〇委員と農業経営を同じくするご親族とな

っています。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、はじめに、関係委員にご退室いただいた上で、第1項及び第8項から第18項までを審議、採決し、その後、関係委員に再入室いただき、第2項から第7項まで及び第19項、第20項を審議、採決することとします。

それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

議場

——— 関係委員退室 ———

議長
(長谷部会長)

それでは、第1項及び第8項から第18項までについて、説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の11ページをご覧ください。

第1項は、緑区古市場町在住の方が所有する若葉区富田町の田1筆、面積1,585平方メートルを同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。

14ページをご覧ください。

第8項から19ページの第18項まで、一括して説明します。

若葉区下田町在住の農家の方が、同町在住の方、他14名が所有する同町及び同区大井戸町、更科町、金親町、富田町の田28筆、合計面積41,660平方メートルに使用貸借権または賃借権を設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第1項及び第8項から第18項までについては、原案どおり決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	———— 関係委員入室 ————
議長 (長谷部会長)	それでは、第2項から第7項まで及び第19項、第20項について、説明をお願いします。
事前審査第1班 (高橋班長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の11ページをご覧ください。 第2項は、若葉区下田町所在の株式会社が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,698平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は1年、権利者の作付品目は「さといも、さつまいも、落花生」です。貸借期間は1年ですが、耕作状況に問題がなければ再設定により貸借を継続する予定とのことです。 次に、12ページをご覧ください。 第3項は、緑区大椎町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町及び同区板倉町の田3筆、合計面積4,580平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「水稻」です。

第4項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑4筆、合計面積2,073平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ニンジン、キャベツ、トウモロコシなど」です。

次に、13ページをご覧ください。

第5項は、若葉区御成台1丁目所在の合同会社が、八千代市勝田台7丁目在住の方が所有する若葉区下泉町の畑1筆、面積2,441平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「ニンジン、大根、キャベツなど」です。

第6項及び14ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区東寺山町在住の農家の方が、緑区大高町在住の方、他1名が所有する同町の畑4筆、合計面積8,522平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「ニンジン、キャベツ」です。

次に、20ページをご覧ください。

第19項及び第20項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。うち第19項は一括方式の農地中間管理事業です。

佐倉市下勝田在住の農家の方が、若葉区北谷津町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積2,770平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「キャベツ、ネギなど」です。

第20項は、2段階方式の農地中間管理事業です。

若葉区北谷津町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積2,700平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年です。

第20項は、農地中間管理機構が作成する議案第6号の「農用地利用配分計画案」に基づいて、千葉県の認可を経て貸付けられます。

第1項から第20項の合計面積は、68,029平方メートルです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

議長
(長谷部会長)

いると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

梶本委員

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

事務局

第19項及び第20項については農地中間管理事業の実施に関連する内容で、私は前回の総会でも申し上げましたが、農地中間管理事業をもう少し活用する方法を農政課や農業委員会として誘導していくことが必要だと思います。国では農地集積率を80パーセントとする目標を設定していますが、千葉市の農地集積率はどのくらいでしょうか。

梶本委員

議案（別冊）5ページ2（1）担い手への農地利用集積目標に記載しております。担い手とは主に認定農業者を指しており、現状の令和2年4月において、集積面積は504.51ヘクタール、集積率は14.09パーセントです。

議長
(長谷部会長)

集積率14.09パーセントは千葉県内でも相当悪い方に入っているのではないかと思います。これを高めるためには農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定だけではなく、農地中間管理事業への誘導を進めていった方がよいと思います。

他に質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第2項から第7項まで及び第19項、第20項についても、原案どおり決定いたします。

次に、議案第6号「農用地利用配分計画案の意見について」を上程いたします。
事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。

議案書の22ページをお願いします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、議案第5号第20項でご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の維持を希望する担い手へ貸し付けるため、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたものです。

中間管理事業の手続きにつきましては、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きをまとめて行う一括方式が導入されたところですが、本案件は、これらの手続きを2段階に分けて行う従来方式の後半部分にあたります。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。

第1項は、若葉区北谷津町の畑1筆、面積2,700平方メートルを、佐倉市下勝田の農家の方に賃借権を再設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和7年12月31日までの約5年間、権利者の作付品目は「キャベツ、ネギなど」です。

事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、「意見なし」と決定いたします。

事務局

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の23ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の25ページまでに10件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の26ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の28ページまでに14件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の29ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の36ページまでに49件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の37ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、3件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の38ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の39ページまでに16件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の40ページをご覧ください。

報告第6号「荒廃農地の非農地化について」は、議案書の42ページまでに34件ございました。

これらの案件は、既に森林の様相を呈しているなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地のため、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外したものです。

なお、非農地判定したものについては、土地所有者に対し非農地決定通知書を送付し、また、法務局に対しても非農地判断した旨の通知をしております。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。

報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、議案書の44ページまでに20件ございました。

内容につきましては、11月の総会で審議されたもので、11月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和2年度第10回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （午前 1 1 時 0 7 分）